

# 滝沢市地域コミュニティ 基本条例(案)

条文の考え方について  
(逐条解説)

平成28年1月  
岩手県 滝沢市

## 第1章 総則

この章では、滝沢市地域コミュニティ基本条例を制定する目的や条例で使用する用語について説明しています。

### (目的)

**第1条** この条例は、滝沢市自治基本条例（平成26年滝沢市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）に基づき、市民主体の地域づくりに関する基本的事項を定め、市民一人一人が地域活動を行い、地域内の様々な団体と連携し、地域づくりを推進することを目的とする。

#### [解説]

コミュニティ基本条例<sup>※1</sup>を制定する目的を定めた条文です。

平成26年4月1日に施行された自治基本条例は、みんなが幸せに暮らせる地域づくりを進めるため、市民・行政・議会が共有する地域づくりのルールを定めた条例です。

このルールのうち、市民のルールとして、市民や地域の様々な団体等の地域づくりに関する基本的な決まり事を定めたものが、コミュニティ基本条例です。

自治基本条例の理念である「市民憲章」や「めざす地域の姿」の実現に向けて、コミュニティ基本条例に沿い、市民自らが行動することにより、市民主体の地域づくりの推進を図るものです。

※1 解説の中で用いる「コミュニティ基本条例」とは、滝沢市地域コミュニティ基本条例のことをいいます。

### (用語)

**第2条** この条例において使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例による。

#### [解説]

コミュニティ基本条例で使用する「市民」は、滝沢市に住む者、通勤・通学する者、公益性を有する活動を行う者をいい、「地域づくり」は、地域の課題を解決し、暮らしやすい地域を実現する取組をいいます。これらの用語は、自治基本条例で定義していますが、この2つの用語を含むその他の用語についても、自治基本条例で使用する用語を引用しています。

## 第2章 地域づくりの原則

この章では、地域づくりに関する市民の心構えや地域づくりに関する基本的な考え方を定めています。

市民は、この原則に基づいて、地域づくりを推進することになります。

### (基本原則)

**第3条** 市民は、住みよい環境づくり及び安全・安心な地域を維持するため、地域づくりを実践する者としての自覚を持ち、行動するものとする。

2 地域づくりは、市民の主体的な取組が尊重されるものとする。

3 地域づくりは、協働により推進するとともに、市民及び地域内の団体との連携により行うものとする。

#### [解説]

**第1項** 地域づくりを推進するために、日頃からの心構えとして、市民は、住みよい地域づくりを目指し、普段の生活の中から、自らがどのように行動すべきか、その姿勢を述べています。

**第2項** 地域づくりにおける最も基本的な原則を述べています。

**第3項** 自治基本条例において、市民、市及び議会がそれぞれの役割及び責任を持ち、対等な立場で協力して行動することを「協働」としており、地域づくりは、「協働」の下に行うとともに、市民同士、或いは様々な団体同士の連携により推進することを述べています。

### (市民の責務)

**第4条** 市民は、地域づくりの推進及び災害時に備えた活動のため、日頃から交流を大切にし、人と人とのつながりを広めるよう努めるものとする。

2 市民は、地域づくりの主体として行動し、自主的に地域づくりに努めるものとする。

3 市民は、自治会、企業、NPO法人等の公益性を有する活動を行う団体（以下「地域コミュニティ団体等」という。）の活動に参加し、地域づくりを推進するよう努めるものとする。

4 市民は、市が行う地域づくりを推進するための施策について、その内容に関心を持ち行動するよう努めるものとする。

〔解説〕

**第1項** 第3条で定めた基本原則に沿った地域づくりを進めるために、日常生活において、ご近所付き合いを大事にし、人と人とのつながり、いわゆる「結」の心を大切することを述べています。

**第2項** 地域づくりを進める上で、市民自らが行動することについて述べています。

**第3項** 第2項では、個人で行動することを謳っていますが、この項では、その行動の範囲を広げ、様々な団体等の活動に参加し、地域づくりにつながることを述べています。企業やNPOが主催する地域活動等への市民参加も想定しています。

**第4項** 第1項から第3項までに、地域づくりを進めるための市民の行動を謳っていますが、この項では、更により良い地域づくりを進めるために、市の地域づくりに対する考え方を理解し行動することを述べています。

（市政への参加の推進）

**第5条** 市民は、市及び議会が行う懇談会に積極的に参加するとともに、各種計画策定その他市政に関する施策に協力するものとする。

2 市民は、地域づくりの主体として発言及び行動に責任を持ち、市政に関する提案をできるものとする。

3 市民は、協働による地域づくりを推進する際は、市へその支援を要請することができるものとする。

〔解説〕

**第1項** 市や議会が通常開催している懇談会や様々な計画策定等への参加について、すでに実施していることを述べています。このことにより、今まで以上に、懇談会等への市民の参加意識の高揚が図られるものと考えます。

**第2項** 第3条及び第4条に基づき地域づくりを進める市民は、自らの言動に責任を持ち、市政に対する提言を行えることを述べています。

**第3項** 市民が地域づくりを行う場合、市民だけでは解決できない問題等が発生することが予想されます。協働による地域づくりを推進する上で、市民は、その問題等の解消のため、市へ支援を求めることができることを述べています。

### 第3章 地域コミュニティの活動

第2章では、市民一人一人の地域づくりに関する考え方を述べてきましたが、この章では、地域づくりを推進する核となる地域コミュニティ団体等の活動方針や役割を定めています。

#### (情報の共有等)

**第6条** 地域コミュニティ団体等は、地域づくりに関する情報を共有するとともに、地域の活動及び地域づくりに関する情報を、市へ求めることができるものとする。

2 地域コミュニティ団体等は、地域づくりに関する学習会及び地域づくりの担い手の育成の機会を設け、市民へ参加を促すものとする。

#### [解説]

**第1項** 地域コミュニティ団体等が、地域づくりを進める上での基本的な考え方を述べています。必要に応じ、市へ地域づくりに関する情報を求めながら、地域コミュニティ団体等が協力し合うことが必要です。

**第2項** 地域コミュニティ団体等は、各々の活動を行いながら、地域づくりを実践する人材を育てるとともに、様々な活動へ市民が参加するよう努めることを述べています。

#### (地域コミュニティ団体等の役割)

**第7条** 地域コミュニティ団体等は、市民へ積極的な参加を呼び掛けながら、それぞれが協力し合い、地域づくりを推進するものとする。

2 地域コミュニティ団体等は、それぞれを尊重し、地域づくりを推進するとともに、各世代の市民が参加できる活動を行うものとする。

#### [解説]

**第1項** 第6条を踏まえ、地域づくりを推進する上で、地域コミュニティ団体等が、行うべき行動を述べています。地域コミュニティ団体等が行う様々な活動を市民が理解し、参加してもらうことが、地域づくりの推進につながると考えます。

**第2項** 地域コミュニティ団体等が、お互いを尊重し、協力し合いながら地域づくりを推進することを述べています。その地域づくりの推進には、老若男女を問わず、様々な年代の市民の参加が大切です。

## 第4章 地域づくりの推進

地域コミュニティ団体等が、市民主体の地域づくりを推進するための計画を策定し、その計画を実行していくための仕組みを定めています。計画を実行するだけでなく、地域づくり全般の検証等も定めています。

### (地域別計画)

**第8条** 地域コミュニティ団体等は、連携し、市民主体の地域づくりの推進を目指して、地域の課題解決及び幸せづくりを目的とした計画（以下「地域別計画」という。）を策定するものとする。

2 地域別計画は、めざす地域の姿及び地域の情報等から構成され、その期間は8年とする。

#### [解説]

**第1項** 地域コミュニティ団体等は、地域の課題を把握し、市民の幸せづくりのため、地域づくりを推進するための計画を策定することとしています。このことにより、地域内の様々な団体が、同じ計画の下で、活動できるとともに、単体の団体では実行できないことも、複数の団体の連携により、実現可能になるものもあると考えます。

**第2項** 第1項の地域別計画の基本的な構成を説明しています。

### (地域づくり懇談会)

**第9条** 地域活動の特性を踏まえ、地域コミュニティ団体等で構成する地域づくりを推進するための組織（以下「地域づくり懇談会」という。）は、地域コミュニティ団体等による相互理解及び連携により組織され、地域づくりの推進を目的に運営するものとする。

#### [解説]

**第1項** これまでの地域の歴史や地域づくりの実績等を踏まえ、地域コミュニティ団体等が連携して、地域づくり懇談会を作ることとしています。この懇談会は、地域づくりを推進する組織の総称です。自治会のほか、地域まちづくり推進委員会や民生児童委員、老人クラブ、消防団、PTA、子ども会育成会など、多様な団体の参加により、懇談会を組織し、運営することとしています。

### (地域づくり懇談会の役割)

- 第10条** 地域づくり懇談会は、地域別計画を推進するために、定期的に情報交換を行い、地域づくりを進めるものとする。
- 2 地域づくり懇談会は、総合計画をはじめとする市の施策に関する情報を共有するものとする。
  - 3 地域づくり懇談会は、地域づくりに関する市民からの提案等を地域別計画に活かすとともに、地域別計画が、市民に広く理解されるよう努めるものとする。
  - 4 地域づくり懇談会は、地域別計画の運用状況を検証し、評価し、地域づくりに反映させるものとする。
  - 5 地域づくり懇談会は、この条例に掲げる地域づくりの推進状況を検証し、市へ提案するとともに、地域づくりに関する支援要請を、市へ行うことができるものとする。

#### 〔解説〕

**第1項** 第9条の地域づくり懇談会の基本的な役割を述べています。

**第2項** 地域づくり懇談会は、市の総合計画など、市の地域づくりに関する情報を共有しながら、地域づくりを推進することが大切だと考えます。

**第3項** 地域づくり懇談会は、それぞれの団体の意見だけではなく、市民一人一人の提案等も取り入れることができることを述べています。

**第4項** 地域づくり懇談会は、地域づくりの実行部隊として行動するだけではなく、その活動を振り返ることが大切だと考えます。地域別計画の検証も行いながら、これからの地域づくりを推進していくことを述べています。

**第5項** 地域づくり懇談会は、第4項の地域別計画の検証のほか、コミュニティ基本条例に基づく地域づくり全般についても検証できるものとしています。その検証した内容を市へ提案できるほか、地域づくりに関する市からの支援を、市へ要請することができることとしています。